

会 議 録

会議名 (審議会等名)		第 2 2 5 回 相模原市都市計画審議会				
事務局 (担当課)		都市計画課 電話 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 4 7 (直通)				
開催日時		令和 5 年 1 0 月 2 7 日 (金) 午後 2 時 ~ 午後 4 時				
開催場所		相模原市民会館 2 階 第 2 大会議室				
出席者	委員	1 7 人 (別紙のとおり)				
	その他	0 人				
	事務局	1 2 人 (都市建設局長、まちづくり推進部長、都市計画課長、農政課長、リニア駅周辺まちづくり課長 他 7 人)				
公開の可否		可	不可	一部不可	傍聴者数	1 人
公開不可・一部不可の場合は、その理由						
議 題		(1) 議案 1 号 相模原都市計画生産緑地地区の変更について (2) 議案 2 号 特定生産緑地の指定について (3) 議案 3 号 相模原都市計画区域区分の変更について (4) 議案 4 号 相模原都市計画用途地域の変更について (5) 議案 5 号 相模原都市計画下水道 (第 1 号公共下水道) の変更について (6) 議案 6 号 相模原都市計画地区計画 (大野台地区地区計画) の決定について (7) 報告案件 第 8 回線引き見直しについて (8) 報告案件 橋本駅周辺整備推進事業の進捗状況について				

議 事 の 要 旨

審議会の冒頭、出席委員の人数が定足数に達していることを確認した。
主な内容は次のとおり。

議題

(1) 議案 1 号 相模原都市計画生産緑地地区の変更について

事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(南波委員) 生産緑地地区のまちづくりを見据えた対応について確認をしたい。

御存知のとおり都市において多様な機能を発揮して、公共施設等の敷地に、市としても活用できるこの生産緑地地区の保全は非常に重要なものであるというふうに考えている。

生産緑地地区における耕作状況は、一部で農業従事者の方が、けがや病気などによって、一時的に耕作がされていない農地もあると聞いており、こうした方への支援も必要だというふうに考えている。

そこで、こうした場合の、都市計画あるいは、まちづくりにおける、市の対応について確認をしたい。

(事務局) 生産緑地地区として指定された農地における、様々な所有者の御事情によって適正な管理、耕作が行き届かなかった場合の対応ですが、いわゆる管理不全の状況が確認されたときは、事務局、農業委員会事務局が連携をしながら、当該生産緑地の所有者に対して、御事情もお伺いしながら、適正な管理について、指導や助言等を行っている状況である。

特に御自身での管理、耕作が難しい場合、例えば雑草が生えて取ったりするのが難しい場合には、シルバー人材センターを活用する等、他制度の御案内をさせていただきながら、改善に向けて対応をしている。

(竹田委員) 30年前の平成4年からこの生産緑地制度があるということだが、今回指定のあった生産緑地について30年前から、いつでも申出ができる状態にあったのか、制度としていつでも申出ができるのか。

また、生産緑地が縮小するという箇所が幾つかあるが、300平方メートル以上というのが条件にあり、例えば、道路にかかった等の理由により300平方メートル未満になった場合にはどうなるのか。

(事務局) 生産緑地制度は、生産緑地地区の指定をしてから30年経過して、その後、買い取り申出、いわゆる行為制限解除の手続きに入るため、30年経過しないとできないということになるが、その30年経過前に、その土地所有者が、病気やけがをされて営農ができない場合は30年経過前でも手続可能となる。

御質問のあった、今回指定された新規指定の箇所が30年前から指定

できた状況にあったのかは確認できていないが、制度としてはあるので、いつでも申出を受けられる状況にはあった。

そのため、個人の状況によって、新たに申請をされた場合には、その要件を満たすのであれば、生産緑地としての指定がされるという形になる。

また、基準である300平方メートル未満になってしまった場合について、これは指定の基準を満たさなくなるため、この生産緑地地区としての要件満たさなくなる、いわゆる「道連れ解除」となり、解除ということになる。

なお、「道連れ解除」については、例えばその生産緑地から若干離れた同じ街区の中に、もう一つ別の生産緑地があった場合、当該箇所と合わせて300平方メートル以上を確保できる場合は、維持ができる場合もある。

(関根委員) 生産緑地指定から30年経過後に解除ができるようになり、その後また10年間の登録になると思うが、それは10年経たないと解除できないということになるか。

また、途中で売却できるのか、売却したときに相続税は発生するのか等、その辺詳しく教えてほしい。

(事務局) 30年経過後、10年延長という話については、特定生産緑地制度についてになるかと思います。

この後の議案2号にて再度出てきますが、10年間延長後、1度申出を受けると10年間はいわゆる農地として保全しなければいけないということになるため、10年経過後に、またさらに指定を受けるか、そこでもう買い取り申出をして、制限解除をするかというのはそこはまた選択になる。

また、10年経たないと、土地活用ができないかという事については、けがや病気などによって、管理、耕作ができないということになれば、それをもって行為制限解除ということにもなるが、基本的には10年間はそのままということになる。

相続の話については、一度指定を受けると、いわゆる相続税の猶予を受けるとなり、その後、農地として耕作してる間はその猶予が効くが、やめることにより、その猶予された期間、さかのぼって相続税が発生するということになる。

(2) 議案2号 特定生産緑地の指定について

事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(関根委員) 先ほど議案第 1 号の指定箇所 3 3 3 について、グループホームが建てられることに伴い、縮小されるということだが、障害者支援のために生産緑地があるのか。

この目的、役割について、都市農業・農地の有する多様な機能の発揮と記載があるが、この「多様な機能」に障害者支援も入っているのか、防災のために生産緑地を残すのか、その辺はどちらなのか教えてほしい。

(事務局) 生産緑地地区は、当然防災上の空地という役割もあります。

また、生産緑地の廃止、縮小の行為通知の中では、例えば道路の用地に必要であるとか公園、今回の障害者グループホームのようないわゆる社会福祉事業に必要ということで行為通知の中で、対応をすることになり、公益性が高いという意味での廃止、区域の縮小ということになる。

(関根委員) 多様な機能で新鮮な農産物の供給、防災と記載があるんが、防災の方に当てはまるということか。障害者支援とかっていうのも、役割の中に入ってくるのか。

(事務局) 当然生産緑地として、廃止、区域縮小ということになるため、生産緑地としての防災上の空地を確保、農産物の供給の役割というところでは、そこはなくなります。

ただし、生産緑地を、廃止、縮小するという中で、公共性の高いものとして、その土地を今後活用していくということになる。

(関根委員) 防災の観点ということで承知した。

次に、資料 1 1 ページ、指定のスケジュールについて、指定の過程における説明の中で、連絡を行ったということだが、その連絡の仕方、どのように伝えたのか、例えば、今後何月から幾らの税金が上がる等しっかりと内容を伝えたのかどうか伺う。

(事務局) 3 0 年経過後、指定意向があるかどうかの確認というところでは、まず個別に書類を土地所有者へ送付を行っている。

また、JA 相模原市と連携をしながら、JA 相模原市の広報誌に載せさせていただき、所有者の方に周知を行っている。

郵送だけではなく、広報や市のホームページも使いながら、あわせて周知をしているところである。

その内容について、指定を受けないと例えば税金が幾ら上がる等は個々によって状況も金額も異なるため詳細まではお伝えしていないが、指定を受けないと税制上の特例措置は受けられなくなるということは、周知を行っている。

(関根委員) その特例措置が受けられるというのはどういう内容かは所有者の方々

は理解されているのか。

(事務局) この生産緑地への指定は、平成4年、5年、今回の議案は平成5年を中心だが、指定を受ける際に、税制上の特例があるというところで、この申出をされ、生産緑地地区に指定をして、税制上の特例措置を受けているというところがあるため、期限が来るとその特例措置が受けられないということは、皆さんよく理解をされているというところである。

(関根委員) 今後、令和4年度から特定生産緑地の指定が始まり、30年経過した所有者が出てきたが、あと何年ぐらい増え続けるのか。

(事務局) 相模原市として生産緑地地区の指定を初めて行ったのが平成4年であり、平成5年、6年ぐらいまでは指定が多かったため、来年ぐらいまでは、特定生産緑地に移行する方がある程度の数はいると想定している。

その後はかなり減っていくが、今後、毎年、特定生産緑地に移行する生産緑地は必ず出てくるというところになる。

(関根委員) その特定生産緑地に移行する方について、4年後、令和7年ぐらいからなだらかになっていくという話だがどれぐらい減っていくのか。

(事務局) 生産緑地に指定されたものが一番多いのは平成4年になるが、令和4年12月末時点784ヶ所のうち573ヶ所、約76%となっている。

平成5年、6年、7年に指定したものが、そのうちの12%となっており、それ以降は大体10ヶ所ぐらいになっているので、平成8年以降、指定の数としては少ない状況である。

特定生産緑地の指定という観点で見ると、その次の令和14年の時に延長の方がいるので、そこでまた増える予定である。

(加藤委員) 都市計画マスタープランの話が先ほど議案1号の中で出てきたが、都市計画マスタープランの中での生産緑地の位置づけを伺いたいのと、あと生産緑地の買取について、買取の申出によるもの場合の買取基準となる金額等をどのように算出するのか、それと買い取る買い取らないの基準をどのような形で出すのか。

(事務局) まず、都市計画マスタープランでの位置づけについては、議案1号の説明資料6ページ。農地の保全と活用ということで、市街化区域内の農地は良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区制度などを活用し、その維持に努めると、位置づけをしている。

(加藤委員) 市街化区域内すべてという解釈でいいか。

(事務局) はい。

買取金額の算出の仕方ですが、所有者の買い取り希望額を基に算出している。

実際にもし買い取ることになれば細かく協議をしていくということ

になると考えている。

また、買取に関する基準について、本市において買い取るという時には、例えば公園を整備する予定がある、計画上の位置づけがある、道路として拡張、整備する計画がある等、市としての計画の位置づけというものがあるかないかというところが一つ判断基準になると思う。

(会長)事務局から手続の話があったが、事務局への提案となる。

この提案は他都市の都市計画審議会でもあることだが、都市計画決定から30年が経過する生産緑地所有者の方に対し個別連絡等により、指定意向の有無を把握しているという説明があったが、本日の審議会から30年が経過する12月24日まで2ヶ月程度あり、その間に所有者の事情が変わり、指定の依頼が市に対して行われる可能性がある。

昨年同様となるが、本年度も審議会後にその指定意向の変更があった場合、事務局は私と相談し、特定生産緑地に関わる手続を進めることにしたいと思うが委員の皆様如何か。

審議会を開く場合には、時間が掛かる等事実上難しいので、去年と同じように手続をしたいと思うが、よろしいか。

(総員)(異議なし)

(会長)異議なしということで、事務局如何か。

(事務局)ありがとうございます。もし、そういう御相談が地権者からあった場合には、会長に御相談をさせていただきたい。

(3)議案3号 相模原都市計画区域区分の変更について

(4)議案4号 相模原都市計画用途地域の変更について

(5)議案5号 相模原都市計画下水道(第1号公共下水道)
の変更について

(6)議案6号 相模原都市計画地区計画(大野台地区地区計画)
の決定について

事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(渡邊委員)大野台地区地区計画の高さの最高限度が18メートルとなっているところで、周辺も同じく準工業地域になっているが、国道に面した箇所は、10階建ての建物で、約30メートルあると聞いている。

現在建設中のものがあり、その周りにも30メートル級の建物がたくさん建っているところではあるが、当該地区は産業集積を促進するためということで、マンションのような住居ではないため、地区ごとに高さ制限を設けるといふことか。

(事務局)この大野台地区地区計画の建築物の高さの制限について、制限を18

メートルとしているところで、当然この地区外ではその制限はない。

この地区は工場等の操業環境に配慮した地区であり、高さ制限について、周辺の住環境を維持保全するという目的で、高さ制限を地域の中で検討してきたところである。

(阿部委員)説明の中で、用途地域の変更には農林漁業との必要な調整を図った上で指定がされているという話があったが、具体的にどのような調整がされるのか。

大野台地区は、以前は、優良な農地だったはずで、徐々にこのように工業地域になってきているはずである。

具体的にどのような調整がされてきたのか、都市計画上の手続きの中には、「調整」という言葉は見当たらなかった。

(事務局)農林漁業との調整については、都市計画法第23条第1項の規定による農林水産大臣への協議ということになるが、市街化区域に定められることとなる土地の区域に農用地、農業振興地域内の農用地の区域や農業振興地域外の4ヘクタールを超える農地等が含まれるときに、この法定の協議が必要となる。

この大野台地区に関しては、この4ヘクタールを超える農地というものはなく、その結果、該当する区域が含まれないというところで、協議は不要であるというその調整をしてきた。

(寺田委員)B地区に関して、この地域は、買物の不便地区となっており、お店がないということで、大変地域の方達は不便な思いをしているが、このB地区には、物販は出来ないということになるか確認したい。

(事務局)B地区の用途の制限としては、A地区ほど厳しくはなく、面積、一定規模未満のものについては物販店や食堂等は、建築できるという内容になっている。

(寺田委員)500平米未満のものならできるということで承知した。

もう1点、A地区の中に個人で約20人の地権者の方がいる地域があるが、ここはどのように話し合いが進められ、どのようになったのかお伺いしたい。

(事務局)この市街化区域編入のこの手続きにおいて、特に地権者等の同意を得なければならないという規定はないが、こういった都市計画の変更を行う場合、本市では、地権者の御意見等を踏まえた上で手続きを進めており、大野台地区の方から、地区計画が定まったということで手続きの依頼があった。

当然それまでには、今、話のあったA地区の南側の方たちの中には、都市計画税が上がることについて意見があった等、編入について賛成へ

の意見がなかった時期もあったが、A 地区の方、B 地区の方含めて、一定の時間を掛けた中で合意形成を図ってきたというふうに聞いている。

こういった合意形成が図られた中で、大野台地区の地権者53名おり、そのうち賛成や一任ということで43名の方の同意が得られた。

同意率でいうと81.1%、8割を超えたということで、手続の依頼が市にあり、本市でも一定の御理解を得た中で、手続を進めさせていただいている。

なお、法定手続都市計画の手続を進めていく中で、意見書等の提出がなかった。

また、この合意形成を図った後、引き続き地域の中でも話し合いが行われているのではないかなと思っており、一定の御理解は得られているという認識でいる。

(竹田委員)事務局より、8割を超える同意を得られたという話があったが、地区計画の同意は必要なのか。またそれはどの程度なのか。

(事務局)地区計画につきましても、本市の場合、8割の同意を得た中で、地域でルールを作り、進めている。

(南波委員)今回の地区計画について住民主体のまちづくりが進むことに期待したいと思う。

地区計画に関し、この地域の20年先、30年先を考えた上での確認でもあるが、この地区計画の計画策定から長い時間が経ってしまっている地域が出始めており、地区の状況そのものが変化をしているということで、懸念が指摘されている。

そこで地区の現状に合わせた計画内容の見直しが必要な地区も少なからずあるのではないかと思うが、こうした見直しが必要と認識されている地区、あるいは内容を変更したいというような相談が、市内にどの程度あるのかということを知りたい。

また、そういった地域住民のまちづくりが、進めやすいきめ細やかな支援というのをも求めたい。

(事務局)地区計画はまちの将来像を見据えて地域の方が主体となり、その地域のルールとを検討していただいている。

そのルールを検討する場合、地域の方も、まちづくりには長い期間、対応が必要という中で、これまでも様々な地域で地区計画が策定されているところではあるが、例えば用途を見直して欲しい、高さ制限を変えて欲しい等、地区全体に関わるような御相談は、受けていない。

ただし、委員の御指摘のとおり、今後の社会情勢の変化という中では、そのような相談も出てくると思っている。

事務局としても、窓口での対応等を丁寧にさせていただくほか、本市では「市街づくり活動推進条例」があり、その中で、街づくりアドバイザーを派遣できる仕組みがある。

地域のそのルールを作るときに専門家のアドバイスがほしいという時に派遣をしているが、そういったアドバイザーの派遣を行いながら、丁寧に支援をして参りたいと考えている。

(大沢委員) 今回の地区施設の決定は道路のみということだが、一方で中小企業高度化事業によって開発整備されたということで、今回この地区内には公園緑地はもともと無く、その時に今回の地区施設としては公園緑地は指定しなかったということによろしいか。

(事務局) この大野台地区内には、工業団地の開発事業で作られた、大野台中央公園があるため、公園は充足しているという判断をしている。

大野台中央公園は都市公園として維持管理されており地区内の工場の従事者に限らず周辺の住民にも利用されているところである。

地域の行事等で隣地の神社、児童館を一体的に利用される場合もあるため、大野台地区のための施設として、整理することによって、公園利用者等の範囲を狭めるような影響が生じないように、地区施設には位置づけないということにした。

(加藤委員) 今回の用途地域は準工業地域であることから、防火・準防火の指定はしないという解釈で良いか。

また、A地区B地区で多少建築制限や外壁後退等、結構厳しいと感じており、地区計画の中では、防火の関係は検討しないという解釈でよろしいか。

(事務局) 準工業地域なので準防火は掛けないこととなる。

(加藤委員) もう1点確認だが、B地区東側のバッファゾーンだが、隣の第1種低層住居専用地域と面している箇所について、恐らく道路があって幅員が4メートル以上あるからいいのかなというところで、掛けてないと思うが確認したい。

(事務局) おっしゃる通り、4メートルの道路が入ってるというところで、敢えて掛けていない。

(加藤委員) 先ほど前面のB地区の前の道路の関係から言うと、用途地域は道路の中心線からという解釈とした場合に、ここも同じような道路の中心線で第1種低層住居専用地域と準工業地域の境界ということになった場合には、実際に4メートルになったら2メートルしかないのではという解釈もできてしまう部分もあるが、その辺は本当の境界いわゆる敷地の境として見た時には4メートルあるからいいという解釈をしたというこ

とでよろしいか。

(事務局) 道路境界からということで整理をしたところである。

(7) 報告案件 第8回線引き見直しについて

事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(渡邊委員) 逆線引きの話が出てきたが、災害レッドゾーンの逆線引きこれはもう防災、減災を目的にしていくということだが、現実的に事務的な手続きとして市街化調整区域に入ることになるが、個別の住宅とか小規模の開発は、許可なくできるのか。

また、大規模な都市開発、住宅、区画整理など、一定規模以上の開発については、許可制なのか、あるいはもともと基準として受け入れられない等規定されているのか。

(事務局) まず、逆線引き云々という前の話になるが、市街化調整区域は基本的に開発については全て許可性となっており、逆線引きをすることにより何か変わるものではない。

ただし、市街化調整区域のレッドゾーンに住まれている方については開発の中でレッドゾーンでないところに移転するという事は可能になるという基準はもともとある。

原則、区画整理などにおきましても市街化調整区域で開発するという部分の中では基本的には開発の類については全ての許可性であり、簡単に家が建つというような状況ではない。

(会長) 小委員会においていくつか候補地を挙げて検討しているところである。第8回線引き見直しについては、あと2回小委員会を行い、令和6年2月の都市計画審議会に諮るということになります。

何か御意見がある場合には、事務局の方に寄せていただければ、また小委員会の中で議論をさせていただきたい。

(8) 報告案件 橋本駅周辺整備推進事業の進捗状況について

事務局より説明を行い、次のとおり意見等があった。

(南波委員) 説明を丁寧に対応をされてきたということは、ありがたいところである。また、継続してお願いしたいと思いますが、資料の中でも、先ほどリニア駅周辺まちづくり課長の説明の中でも、近隣住民や反対する会に対して、丁寧な説明を継続して行うということであった。

そこで、今後についても、丁寧な説明を求めたいと思うが、今後、どういったスケジュールで、どういった場面で丁寧な説明をされるということか、今後の予定についてお伺いしたい。

(リニア駅周辺まちづくり課長) 今後の予定について、先ほども御説明をさせていただいているが、用地測量に着手をしていきたいということで、説明会に、全ての方が参加いただいているかわからないところもあるので、ここからは、1軒1軒、お伺いをして、まず、測量に御協力いただけるのかどうか、その中で、この事業について、説明が足りないのではというふうに言われる地権者の方がいる場合には、事業の必要性や考え方を丁寧に説明をして歩いていきたいというふうに考えている。

一方で地権者ではない方、反対ということでは言われている方がいる。

そういった方は、私どもとすると反対する会等の団体の方がいるというふうに思っているので、代表の方と、またお話をさせていただいて、一人でも多くの方に御理解いただきたいと思います。

どのように対話を進めていったらいいかというところは、話をしていきたいというふうに思っており、引き続きの取組だと思っている。

(南波委員) 引き続きの取組ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

この橋本駅周辺のまちづくりにつきまして、大西大通り線以外でも、様々な計画が進んでいるというふうに思っている。

他の計画についても、進捗に応じて、この審議会でも、報告をお願いしたいと思いますし、また市民に対しても丁寧な説明を求めたいと思います。見解等があれば、お伺ひしたい。

(リニア駅周辺まちづくり課長) 現在、取り組んでいる橋本駅周辺整備推進事業は、橋本駅の南口を中心とした面的なまちづくりというのも含めて、この都市計画道路の整備と合わせて行っていくということで考えている。

これから都市計画の関係でも、都市計画審議会に対して、必要に応じてまちづくりの状況を報告する場面がこれから出てくるというふうに考えており、そういった場면을捉えて報告をさせていただくことも考えている。

また、市民の方々に対し、広くこの橋本のまちづくり、非常に市としては重要な事業ですので、皆さまに、しっかりとその進捗状況がわかるよう、広報や様々なメディア、場面を通して、情報発信に努めてまいりたいというふうに考えている。

(秋本委員) 都市計画決定してから9回、330人の方に説明会の中で色々な御説明をされたと、その中で様々な御意見もあったと伺っている。

これから、この事業を進める上で、そういう説明会というのも個々の対応、説明、それが重要になってくると思う。

必要に応じてこれまでも問合わせがあったら説明をしてきた、丁寧な説明をしてきた、ということだが、やはり地域の方々からすると、なか

なか自分から問合わせをするというのもハードルが高かったり、だけど、分からないんだよとか、不安なんだよとか、そういう分からないことには不安を感じるし、説明が市としては十分な体制を作ってるといっても、説明が直接なければ不安を感じてしまうという、その人間の心理だと思うが、100世帯以上の方々に対して、これからどのように向かっていくのか、職員がどのような対応をしていくのか、今後の対応の仕方、考え方、必要に応じてすごい大変な仕事になるため、職員を増やしていく等そういう考え方も一部ではあると思うが、今後の職員の対応の仕方、体制について、どう考えているのかお伺いしたい。

(都市建設局長) その事業に取り組むための職員の体制ということでお答えする。

私ども都市建設局としても、道路、下水道からまちづくり、様々な事業を行っており、適材適所に技術の長けてる職員を配置しながら進めていくというふうに考えている。

毎年、定数要求であったり組織の見直しなども行っており、これから地域への説明について、1軒1軒訪問しながら、なかなか御相談いただけない方に対しても、プッシュ型で説明が行けるようにし、その中で疑問などの払拭もできるのかなと、安心につながるのかなと思うところである。

担当課とも話をし、そういった取組をするということだったため、より丁寧な説明に努めていきながら御理解いただけるように進めようと思っている。

仕事を進めていく中で、また、これから様々な事業が進んでいけば必要な人員数も明確になってくるため、当局に積極的な働きかけをしながら、人員の確保等に努め、事業をスムーズに進められるように取り組んでいこうというふうに考えている所存である。

(会長) この案件は、進捗状況がどうなっているのか、事務局に対し今回報告していただくようお願いをしたところである。

今説明があったように、率直に言って非常に難しい、苦労している状況が窺える。ただ、苦労をしていただいる中でも、非常に重要な案件であり、1軒1軒という説明もあったが、丁寧に且つスピード感をもってというのが非常に大事だと思っているので、うまくバランスを取って進めていっていただきたいと思う。

これから折りに触れて、相模原市にとっては大事であり、皆さん関心も高いので都市計画審議会で適宜必要に応じて私の方でまた判断して、議論するということにしたい。

今後、用途地域等色々な場面で都市計画の変更がありますので、その

時には必ず都市計画審議会を通ってくるため、また皆さんに御意見をいただきながら、進めていただきたいと考えている。

何よりも市民の方に、関係者の方に御理解いただくというのは大事なところである。

ただ一つ、職員の働き方のことは気の毒なような気もするので、そこは考えていただき、1軒1軒丁寧に説明し進めていただくことでお願いしたい。

(会長) 答申書及び会議録の作成に当たりましては、会長一任とすることで、よろしいか。

(総員) 異議なし

(9) その他 第226回相模原市都市計画審議会について

事務局より、令和6年1月12日(金)14時から開催予定であり、審議内容は「用途地域等見直しの方針(答申)」であることを情報提供した。

【審議結果】

議案1号 相模原都市計画生産緑地地区の変更について

総員賛成により原案に同意することに決定した。

議案2号 特定生産緑地の指定について

総員賛成により原案に同意することに決定した。

議案3号 相模原都市計画区域区分の変更について

議案4号 相模原都市計画用途地域の変更について

議案5号 相模原都市計画下水道(第1号公共下水道)の変更について

議案6号 相模原都市計画地区計画(大野台地区)の決定について

総員賛成により原案に同意することに決定した。

以上

第 2 2 5 回相模原市都市計画審議会委員出欠席名簿

	氏 名	所 属 等	備 考	出欠席
1	西浦 定継	明星大学 建築学部建築学科 教授	会 長	出席
2	梶田 佳孝	東海大学 建築都市学部土木工学科 教授	副会長	出席
3	飯島 泰裕	青山学院大学 社会情報学部社会情報学科 教授		出席
4	大沢 昌玄	日本大学 理工学部土木工学科 教授		出席
5	村山 史世	麻布大学 生命・環境科学部環境科学科 准教授		欠席
6	澤岡 詩野	公益財団法人ダイヤ高齢社会研究財団 主任研究員		欠席
7	阿部 健	相模原市農業委員会 会長		出席
8	落合 幸男	相模原市農業協同組合 専務理事		欠席
9	長谷川 伸	相模原商工会議所 専務理事		出席
10	加藤 修	公益社団法人 神奈川県宅地建物取引業協会 常務理事		出席
11	秋本 仁	相模原市議会議員		出席
12	関根 雅吾郎	相模原市議会議員		出席
13	南波 秀樹	相模原市議会議員		出席
14	寺田 弘子	相模原市議会議員		出席
15	藤巻 浩之	国土交通省 関東地方整備局長		代理
16	川名 愛司	神奈川県警察本部 交通部長		代理
17	竹田 幹夫	相模原市自治会連合会 会長		出席
18	黒田 靖司	公募委員		出席
19	野口 善男	公募委員		出席
20	渡邊 亨	公募委員		出席